特定生産緑地(日進市)の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき指定を解除した特定生産緑地を同法第10条の6第2項の規定に基づき、次のように公示する。

令和6年11月13日

日進市長 近藤 裕貴

番号	位置	生産緑地地区番号	特定生産緑地の 面積(㎡)	指定期限日	備考	図面番号
1	日進市赤池五丁目1007	1-14	195	令和16年12月1日		13
2	日進赤池箕ノ手土地区画整理事業区域内24ブロック6	1-37	964. 85	令和16年12月1日		17

「区域は指定・解除図表示のとおり」